

第 61 号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年12月9日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第1条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第4条第2項及び第6条第1項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 指導改善研修被認定者に係る熊本県職員等退職手当支給条例の規定及びこれに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、その者が教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

第6条第1項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第13条第8号イ中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第14条の3の次に次の1条を加える。

(時間外勤務手当等)

第14条の4 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員の例による。

第17条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

附則第20項中「対する」の次に「第13条第1項第10号、」を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7,700円を」を「11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は3,800円を、この表の額に」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第11条中「、多学年学級担当手当」を削る。

第11条の3を次のように改める。

第11条の3 削除

第13条を次のように改める。

(時間外勤務手当等)

第13条 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第1条に規定する職員の例による。

第16条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」

を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7,500円を」を「11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は4,000円を、この表の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(指導改善研修被認定者に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定による教職調整額並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく条例の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項並びに第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第14条の4及び第3条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

3 施行日前に支給すべき事由が生じた第3条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第11条の3第1項に規定する多学年学級担当手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）等の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。